

万一だけでなく 障害状態 高度障害 三大疾病

にも備えられる！
もしもの時に毎月決まった金額を
受け取れる保険



<無解約返戻金型収入保障保険>

■ 商品の特長

特長
1

死亡されたときに、保険期間満了まで収入保障年金を毎月お支払いします。

特長
2

つぎの特則を適用した場合、それぞれつぎの「年金をお支払いする場合」に該当されたときに、保険期間満了まで年金を毎月お支払いします。

特則	年金の種類	年金をお支払いする場合
高度障害 収入保障特則	高度障害 収入保障年金	所定の高度障害状態に該当したとき
障害 収入保障特則	障害 収入保障年金	身体障害者福祉法にもとづく障害の級別が1級から3級までの障害に該当し、身体障害者手帳の交付があったとき
特定疾病 収入保障特則(2018)	特定疾病 収入保障年金	所定のがん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中により所定の事由に該当したとき

特長
3

被保険者の喫煙状況、体格(BMI)、血圧値および血液中のGOT値が所定の基準に適合する場合、保険料の割り引きを受けることができます。

*契約時の被保険者の年齢が40歳未満の場合、体格(BMI)、血圧値のみが判定対象です。

■ 商品のしくみ図(イメージ)

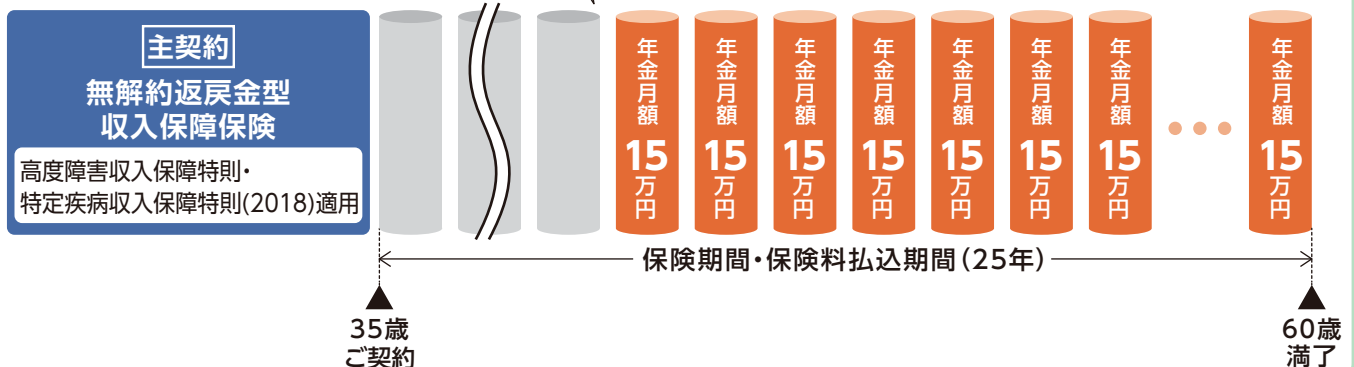
【ご契約例】

- 契約年齢:35歳・男性の場合 ●年金月額:15万円 ●保険期間・保険料払込期間:60歳まで ●保険料払込方法:月払
- 保険料払込経路:口座振替扱 ●年金支払保証期間:2年 ●高度障害収入保障特則・特定疾病収入保障特則(2018)適用

ご契約から10年1か月目(45歳)に支払事由(死亡、所定の高度障害状態、または特定疾病による所定の事由)に該当

※年金支払開始後は保険料のお払込みは不要です。

年金月額15万円×12か月×15年=支払総額 2,700万円



●支払事由の詳細、年金をお支払いできない場合、ご契約のお引受けの条件など、裏面を参照のうえ、詳細を「商品パンフレット」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

■ 保障内容

主契約・特則・特約	年金等の種類	年金等をお支払いする場合	お支払金額等	受取人
主契約 無解約返戻金型 収入保障保険	収入保障 年金	死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> ●契約者が指定された年金月額を保険期間満了まで毎月お支払いします。 ●年金のお支払いには、年金のお支払いを保証する期間(年金支払保証期間)があります。年金支払保証期間はご契約時に2年または5年のいずれかをお選びいただけます。 	収入保障年金 受取人
高度障害収入保障 特則 (*1)	高度障害 収入保障 年金	所定の高度障害状態に該当したとき		被保険者 (*3)
障害収入保障 特則 (*1)	障害 収入保障 年金	身体障害者福祉法にもとづく障害の級別が1級から3級までの障害に該当し、身体障害者手帳の交付があったとき		
特定疾病収入保障 特則(2018) (*2)	特定疾病 収入保障 年金	所定のがん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中により所定の事由に該当したとき		
特定疾病 保険料払込免除 特約(2018) (*2)	特定疾病により所定の事由に該当したとき、以後の保険料のお払込みを免除します。			
健康体 割引特約	被保険者の体格(BMI)、血圧値および血液中のGOT値が所定の基準に適合する場合、被保険者の喫煙状況に応じて、主契約および所定の特約に非喫煙者健康体保険料率または喫煙者健康体保険料率が適用され、ご契約の保険料はこの特約を付加しない場合よりも安くなります。			
リビング・ニーズ 特約(2018)	リビング・ ニーズ 保険金	被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき	リビング・ニーズ保険金の受取人が指定した金額から、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間のその金額に対応する利息および保険料に相当する金額を差し引いた金額をお支払いします。	被保険者 (*3)

※特約および特則については、中途付加・中途適用の取り扱いはありません。

(*1) 高度障害収入保障特則と障害収入保障特則をあわせて適用することはできません。なお、所定の高度障害状態は公的な身体障害者認定基準とは要件が異なります。

(*2) 特定疾病収入保障特則(2018)と特定疾病保険料払込免除特約(2018)I型をあわせて適用・付加することはできません。

(*3) 保険契約者が法人で、かつ、収入保障年金受取人が保険契約者である場合は、被保険者ではなく保険契約者となります。

※健康体割引特約の適用基準の詳細については「商品パンフレット」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
なお、「健康体」とは、本商品におけるネオファースト生命の呼称であり、「健康体」の基準に該当しない方が健康ではないということではありません。

■ 主な取り扱い

契約年齢	20歳～70歳(満年齢)		
保険期間	40歳満期～80歳満期 ※保険期間は10年以上が必要です。		
保険料払込期間	保険期間と同一 ※保険料払込期間は10年以上が必要です。		
年金月額	5万円以上(1万円単位)	年金支払保証期間	2年・5年
解約返戻金	なし	契約者配当金	なし

※引受条件はこの限りではありません。契約年齢と性別との関係などにより、取り扱いできない保険期間などがあります。

■ ご留意点

- ご検討、お申込みにあたっては、「商品パンフレット」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
金融機関を募集代理店としてご加入されるお客さまはつぎの点にご留意ください。
- 本商品はネオファースト生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。
- 本商品の契約の有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。

[募集代理店]

[引受保険会社]

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウィズタワー

<Webサイト>

<http://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命

検索